

穴水町保育士等就職促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の私立保育所又は認定こども園への就職を促進し、保育の提供に携わる人材の確保を図ることを目的とし、穴水町保育士等就職促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、奨励金の交付については、この要綱に定めるもののほか、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）の規定を準ずるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法の規定により認可を受けた保育所又は幼保連携型認定こども園
- (2) 保育士等 町内の保育所等に新たに保育士若しくは保育教諭として正規雇用された者

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する保育士等とする。

- (1) 町内の保育所等において、令和3年4月1日以降に正規雇用となった60歳未満の者で、5年以上継続して勤務する意思のある者
- (2) 町内の保育所等を離職したことの無い者
- (3) 住所を有する市町において市町税等を滞納していない者
- (4) 生活保護を受けていない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は30万円とし、1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和3年4月1日以降に穴水町に転入し、穴水町若者ふるさと就職促進奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付を受けることができる場合、奨励金の額は40万円とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、町内保育所等に正規雇用となってから起算して1年以内に穴水町保育士等就職促進奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（住民票謄本）
- (2) 世帯全員の納税証明書
- (3) 保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し
- (4) 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し

(奨励金の交付決定及び額の決定)

第6条 町長は、申請者から申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ調査を行い、奨励金の交付が適当であると認めたときは、穴水町保育士等就職促進奨励金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）に

より、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による書類の審査等により、奨励金の交付が適当でないとき、穴水町保育士等就職促進奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 前条第1項の決定通知書を受けた者は、通知のあった日から20日以内に、穴水町保育士等就職促進奨励金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）により町長に請求しなければならない。

- 2 前項の請求書は、実績報告書を兼ねるものとする。

（奨励金の交付決定取り消し及び返還）

第8条 町長は、決定通知書を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、穴水町保育士等就職促進奨励金返還通知書（様式第5号）により、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書の提出から3年以内に自己都合による離職、又は本町の住民基本台帳に未登録となったとき
- (2) 提出した書類に、偽りその他不正があったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金の返還が相当と認めたとき

- 2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別な事由であると町長が認める場合は、当該奨励金の全部または一部の返還を免除することができる。

（委任）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の穴水町保育士等就職促進奨励金交付要綱の規定に基づき、この要綱の告示の日までに申請を行った者の奨励金の交付等については、なお従前の例による。